申武館におけるコロナ禍の稽古実施ガイドライン

コロナ禍における稽古の実施にあたり、新型コロナウィルスの感染拡大防止の観点から以下の感染防止対策を講じます。本ガイドラインはあくまでコロナ禍の暫定対応について示す ものであり、状況の変化に合わせ随時更新するものとし、館員の皆さまには常時最新のガイ ドラインを案内するものとします。

①稽古時間の制限および人数制限、換気の確保について

1稽古当たり1時間以内とする。中学生以下の剣士と大人の稽古時間については分離し、 接触を避ける。稽古の人数については適切な距離を保てる人数内で行うものとする。道場 内は十分な換気を確保する。

②入館時と退館時の感染防止対策について

入館時に検温を実施し、体温が 37 度以上の場合は稽古を休むこと。入館者は全員参加者 名簿に記名をし、手洗い、手指の消毒をし、道場内に入る。稽古終了後は、手洗い、手指 の消毒を実施の上、道場内を触れないようにして速やかに退館する。

- ③道場内での着替え・荷物置き・水分補給について 更衣室内が密とならないよう<u>1名ずつ使用</u>する。防具袋や荷物については、<u>まとまらずに</u> <u>分散して置く</u>。水分補給については原則として**各人が持参した飲み物**とする。
- ④稽古者のマスク着用および見学者の感染防止対策について 稽古者は全員マスクを着用し、不要な会話を避ける。保護者等の見学者についても同様と し、見学者席は十分な間隔を確保する。
- ⑤気合い(発声)の禁止と着座の禁止 稽古者の気合い(発声)を当面禁止する。床に着座をすることを当面禁止し、挨拶および 礼は立礼を基本とする。(床に付着するウィルスからの感染防止の観点より)
- ⑥面を着用する場合の感染防止対策について

面を着用する場合は<u>面マスクを着用の上で、目と鼻・口元を覆うシールドを着用</u>する。(全日本剣道連盟はシールドを推奨としているが<u>当館は平均年齢が高いことを踏まえ必須</u>とする。)また、<u>対人稽古における面マスクは鼻を出すことは許可しない</u>。(全日本剣道連盟は鼻を出すことも可としているが、当館では感染防止の観点から認めない。)

⑦対人稽古について

対人稽古の実施可否は責任者たる館長がその都度決定する。 館長が館員の生命に危険が及ぶと判断した場合、対人稽古は行わない。また、対人稽古は毎回制限された人数内で行う ものとし、多数の相手との稽古は行わない。(対人稽古は相手との密着・密接が避けられないため、1回あたり1~2名の範囲内とし多数を稽古相手としない。)

⑧稽古参加における自由意志の尊重について

私たち剣道人が稽古を行うにあたり、大変残念であるが<u>「どのような感染防止対策を講じたとしても新型コロナウィルスの感染を完全に防止することはできない」ことを十分に理解しなければならない。その上で、稽古に「参加する・参加しない」ことについては本人の自由意志を尊重すること。特に対人稽古についてはより感染リスクが高まることを踏ま</u>え、希望しない場合は対人稽古のみを不参加とすることも認める。

以上